

# 横芝光町附属機関に関する条例

令和2年3月12日

条例第4号

改正 令和2年6月18日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本町の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担任する事務及び委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長その他の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置し、同表に掲げる事務を所掌するものとする。

(委嘱等)

第3条 委員は、町長（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第6条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、別表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長、副会長等)

第4条 附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第3項において単に「副会長」という。）を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則～省略～

別表（第2条、第3条）～抜粋～

（令2条例17・一部改正）

## 1 町長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
横芝光町特別職報酬等審議会	町長の諮問に応じ、町議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育委員会教育長の給料の額について審議すること。	会長 副会長 委員	10人	(1) 町内の公共的団体等の代表者 5人  (2) 学識経験者 5人	当該諮問に係る審議が終了したとき。